

## 里山林活性化による多面的機能発揮対策の運用について

制定 平成26年5月8日 6京モ多面第10号  
森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
公益社団法人京都モデルフォレスト協会通知  
最終改正 令和7年7月15日 7京モ多面第10号

### 第1 趣旨

里山林活性化による多面的機能発揮対策（以下「本対策」という。）は、里山林の多面的機能を維持・向上させるための保全活動や、里山林の資源の活用を通じて地域の活性化に資する活動を行うもの（以下「活動組織」という。）に対する支援のため、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものである。

この運用は、本対策の実施及び交付金の適正な執行にあたって、「里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領」（令和7年3月31日6林整森第266号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、京都府の森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」として必要な事項を定める。

### 第2 会計処理

- 1 活動組織には会計責任者を置き、代表者が会計責任者を兼ねてはならない。
- 2 活動組織は、この事業の会計経理について、単独の者の判断で金銭の出納が行われないような体制をとること。

### 第3 交付対象

- 1 交付金の対象となる活動は、「実施要領」別紙のⅢの第4の4（4）の採択通知に記載の交付金対象可能日の期間内の活動となる。  
ただし、事業上の必要性から「実施要領」別紙のⅢの第4の6に基づき提出された事前着手届に記載の着手予定年月日以降で、かつ府民参加型モデルフォレスト運動推進委員会において計画が承認された日以降であれば事前着手が認められる。
- 2 「実施要領」別紙のⅢの第4の5に基づく地域協議会長の承認が必要かつ増額となる採択内容の変更が生じたにもかかわらず、必要な手続きを執っていない場合には、手続以前に行われた活動は交付金の対象としない。

### 第4 人件費

- (1) 交付金の対象となる作業日当の上限額  
1日 9,000円/人（交通費・宿泊費を含む）
- (2) 活動を行うにあたり、活動組織外部より講師や専門家を招聘した場合の謝金の上限額

1日 30,000円/人(交通費・宿泊費を含む)

## 第5 外部委託

専門家等に委託しなければ実施できない危険な作業等は外部委託により実施することは可能であるが、その場合、発注に当たっては、業務内容を書面で取り交わし、業務完了時には完了報告書(業務内容、作業日誌、業務写真等)を徴収し、実施要領別紙のⅢの第4の7(1)に基づく様式第20号の実施状況報告書とあわせて地域協議会に提出しなければならない。

なお、活動の全てを外部委託することはできない。

## 第6 実施状況の確認

- 1 実施要領別紙の3の第4の7(2)に基づき実施する実施状況の確認は、前項に基づき報告された書類等の審査及び現地確認により行うものとする。
- 2 前号の確認において不適切な支出等があった場合は、採択を取り消すことがある。

## 第7 その他

### (1) 適正な納税

日当及び報酬の支払いに当たり必要となる源泉徴収等の取り扱いについては、所管税務署に確認すること。なお、行わない場合、受給者に確定申告等の手続を求めるなど適正に納税するよう指導すること。

### (2) 森林・竹林整備

森林・竹林整備は、活動地全域に対して面的に行い、人工林の除間伐は本数率で最低一割以上行うこと。森林整備により発生する材は、極力資源として活用しなければならない。なお、森林内で資源活用を行う場合は、材の流出等による災害の原因とならないよう十分注意すること。

### (3) 提出書類

各種の申請や報告書類は、決められた期限までに、郵送又はメールで提出すること。期限に遅れたこと又は提出された内容の不備等により活動組織に損失が生じても、地域協議会はその責を負わない。

付則 この運用は、平成26年5月8日から施行する。

付則 (平成27年4月9日付7京モ多面第1号)

この運用は、平成27年4月9日から施行する。

付則 (平成28年4月1日付8京モ多面第3号)

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

付則 (令和7年7月15日付7京モ多面第10号)

この運用は、令和7年度事業から適用する。